

目標 Ⅲ 安心して暮らせる社会づくり

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。配偶者・パートナーからの暴力(以下「DV」という。)(*)、性暴力、セクシャル・ハラスメント(*)などの暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女の平等やお互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因となっています。

特にDVは、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として男女間の経済力や社会的地位の格差、固定的な性別役割分担意識など、男女が置かれている状況等が深く関わっている構造的な問題であることから、暴力の根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)(*)やインターネットなどのコミュニケーションツールを利用した暴力や性犯罪などが社会的に増加しており、そうした新たな形の暴力への迅速かつ確かな対応とともに、予防のための啓発等の推進や、横断的な連携で切れ目のない相談支援を構築していくことが求められています。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画の形成に当たっての前提です。

女性は妊娠や出産を経験する可能性があるなど、男性と異なった健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(*)の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持・増進を支援する一層の取り組みが必要です。

さらに、社会全体として、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化の進展などにより、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる男女共同参画の推進のためには、このように様々な困難な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。

*DV:「夫や恋人などの親密な関係にある人から女性に対して振るわれる暴力」という意味。広義には女性以外にも家庭内の子どもや高齢者などへの暴力も含む。

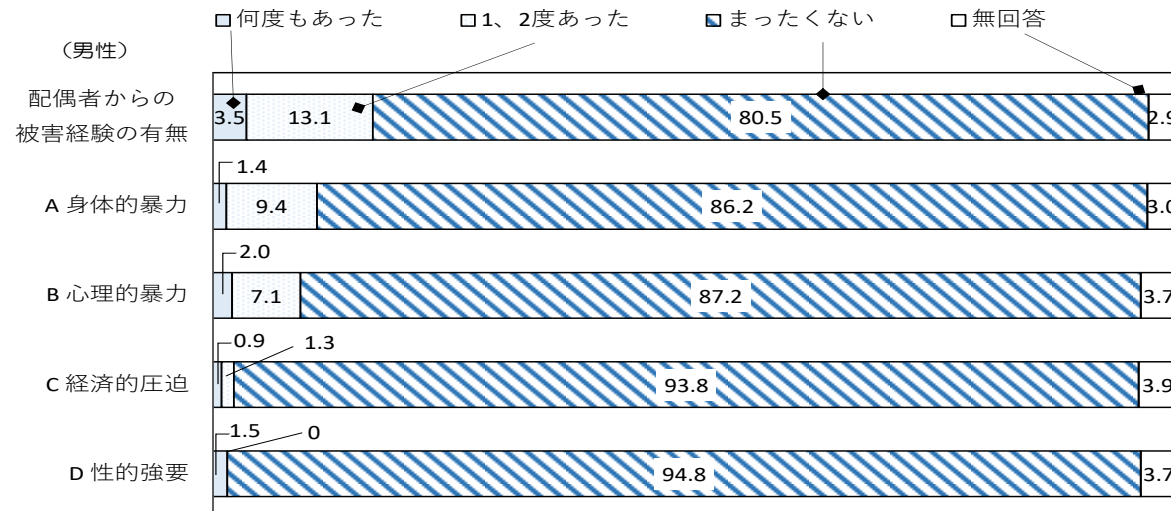
*セクシャル・ハラスメント:相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさを流すなど、さまざまな態様のものが含まれる。

*SNS:友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

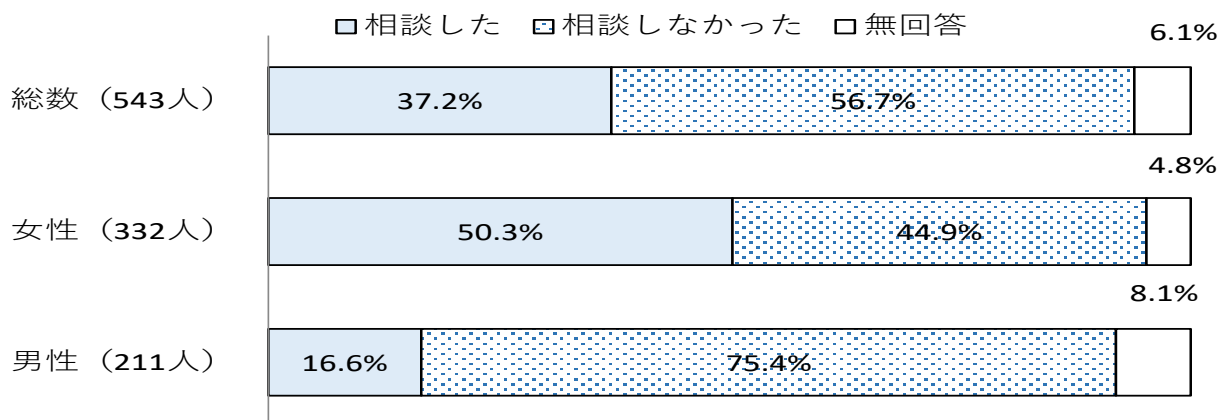
*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のこと。

【参考資料16】

○配偶者からの被害経験（全国）



○配偶者からの被害の相談の有無（全国）



資料：平成26年調査「男女間における暴力に関する調査」
内閣府男女共同参画局

基本方針6 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進

配偶者等からの暴力は個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。しかし、実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄での問題であると捉えられ、周囲が気づかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

また、家庭内の暴力は、配偶者のみならず、その子どもに対しても心身の発達や人格の形成に深刻な影響を及ぼす場合があります。

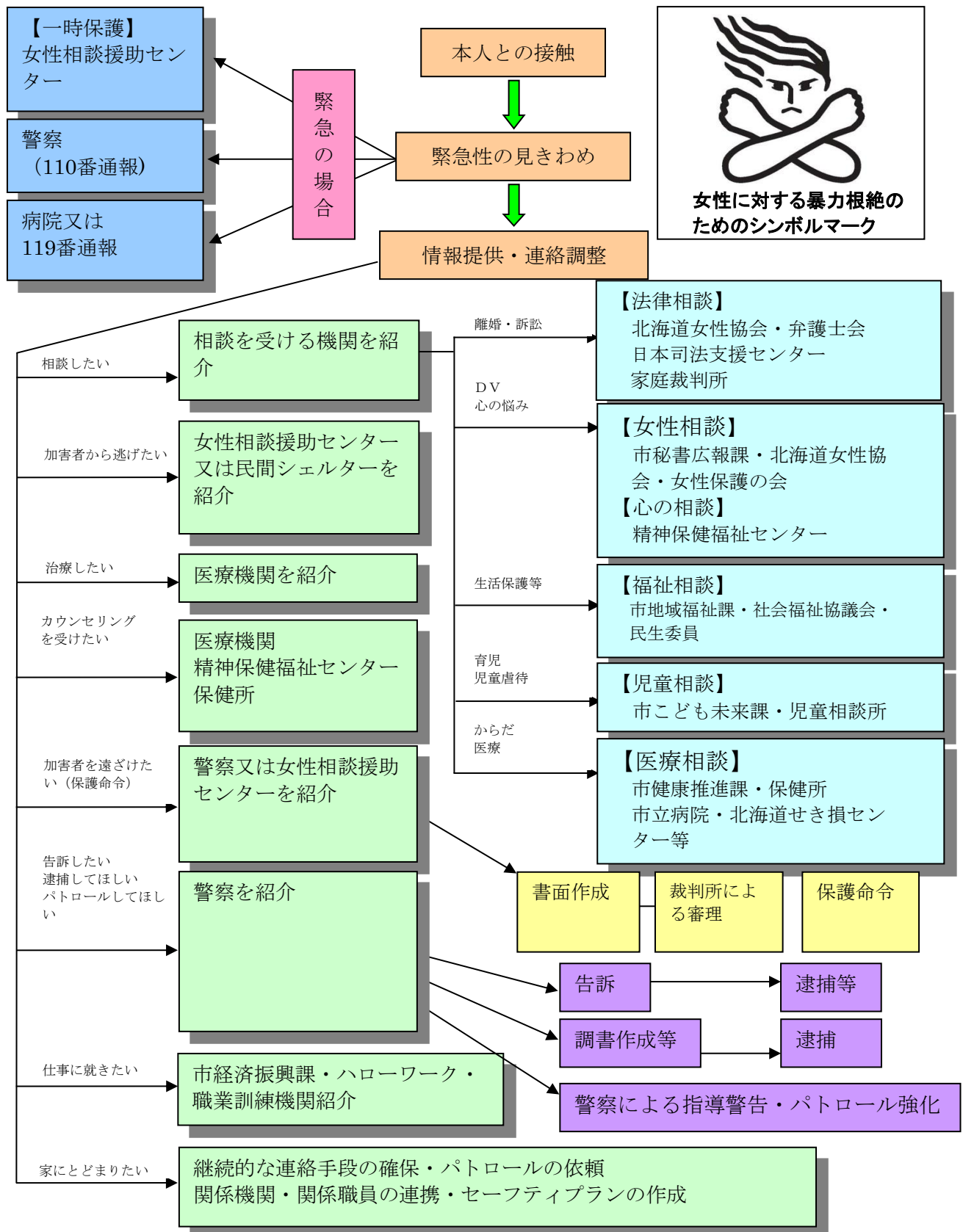
このため、暴力の予防と根絶に向けて、広く意識の啓発や情報提供に努めるとともに、被害者が相談しやすい体制づくりや、関係機関との連携により迅速・的確な対応を図り、「暴力を許さない、見逃さない地域づくり」を進めます。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本的な方針■

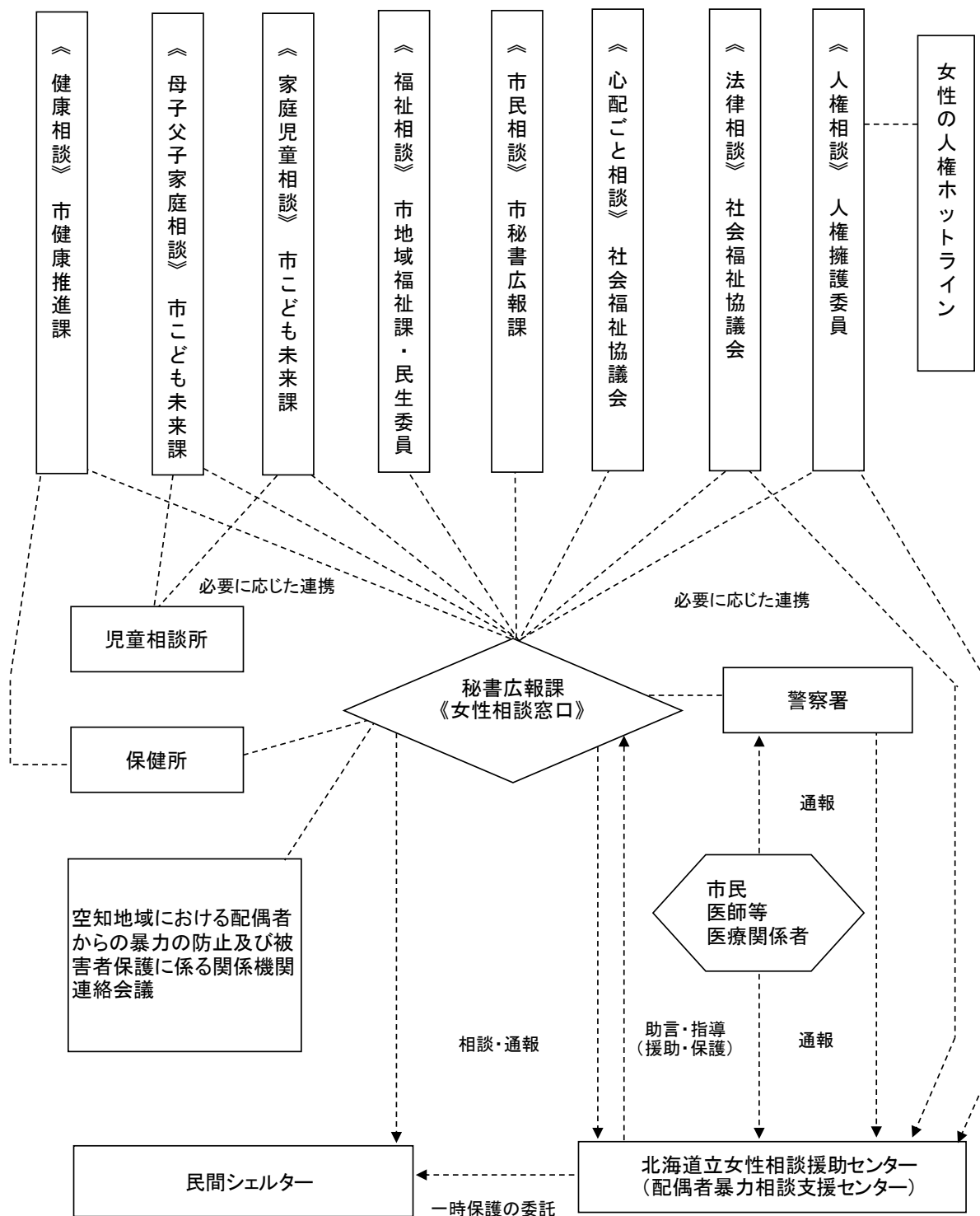
- 1 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者からの暴力を容認しない社会づくり、男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向け啓発を進めます。
- 2 被害者の安全の確保を第一に、配偶者からの暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実を図るなど被害者と子どもの適切な保護に努めます。
- 3 被害者の状況や意思に応じた総合的、継続的な支援に努め、被害者の自立を支援します。
- 4 関係機関、団体の相互の連携強化を促進し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援のためのネットワークの構築に努めます。

施 策	内 容	実施主体
⑮女性や子どもに対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	○暴力被害の情報収集と提供 ○DV防止法等の周知・啓発 ○「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12～25）の周知・啓発 ○セクシャル・ハラスメント防止のための啓発（再掲） ○女性相談窓口の周知 ○相談体制の充実（再掲） ○児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止に向けた啓発	国・道・市 国・道・市 国・道・市 国・道・市 市 市 国・道・市 ・民間
⑯配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	○配偶者暴力相談支援センターや警察等との連携強化 ○児童虐待など関連する問題への対応 ○相談員へのDV等についての研修	道・市・民間 道・市 道・市
⑰関係機関、団体の相互の連携協力・ネットワークの構築	○空知地域における配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に係る関係機関連絡会議 ○庁内における連絡会議	道 市

被害者の自己決定を支援するための基本フロー図

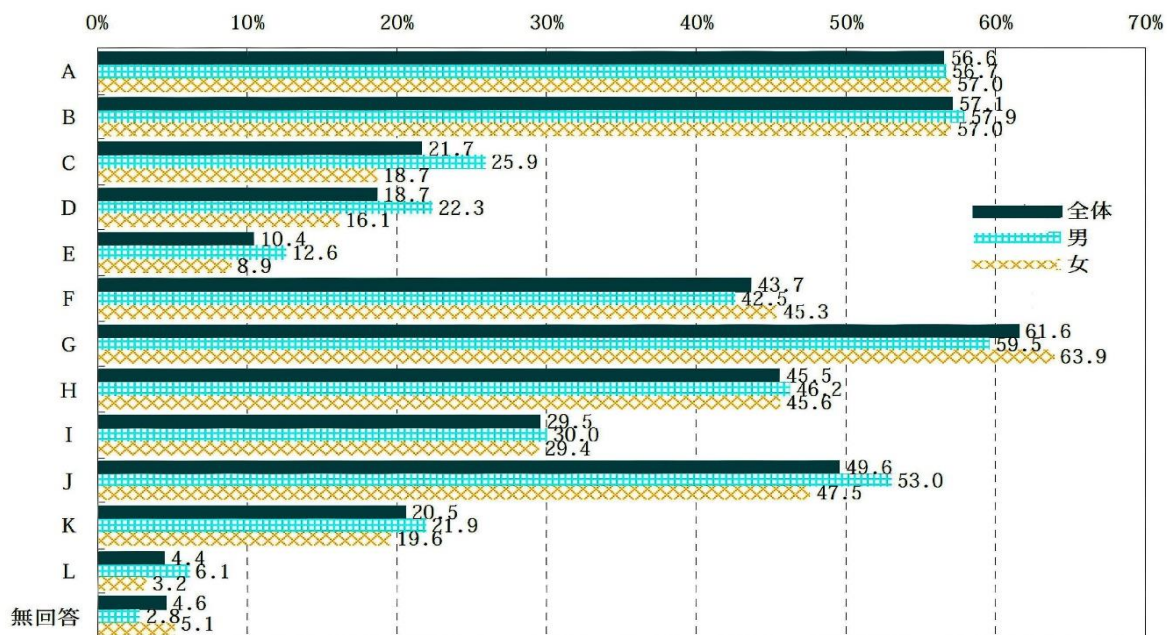


DV相談連携体制図



○DVを防止するためにはどのようなことが必要か

【参考資17】



- A 家庭で、保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う
- B 学校教育の中で、児童・生徒を対象にDVについての教育を行う
- C 地域で、DVを防止するための講演会、研修会、イベントなどを行う
- D 職場で、講演会、研修会などを行う
- E 道内各地で、道民を対象に講演会などを行う
- F メディアを活用して、DV根絶を呼びかける
- G 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす
- H 被害者のための一時保護所や保護施設を整備する
- I 加害者の更生のための矯正プログラムを実施する
- J 加害者への罰則を強化する
- K 暴力を助長するおそれのある情報を取り締まる
- L その他

資料：「DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査

○配偶者からの暴力に関する相談件数と一時保護数（美唄市）

【参考資料18】

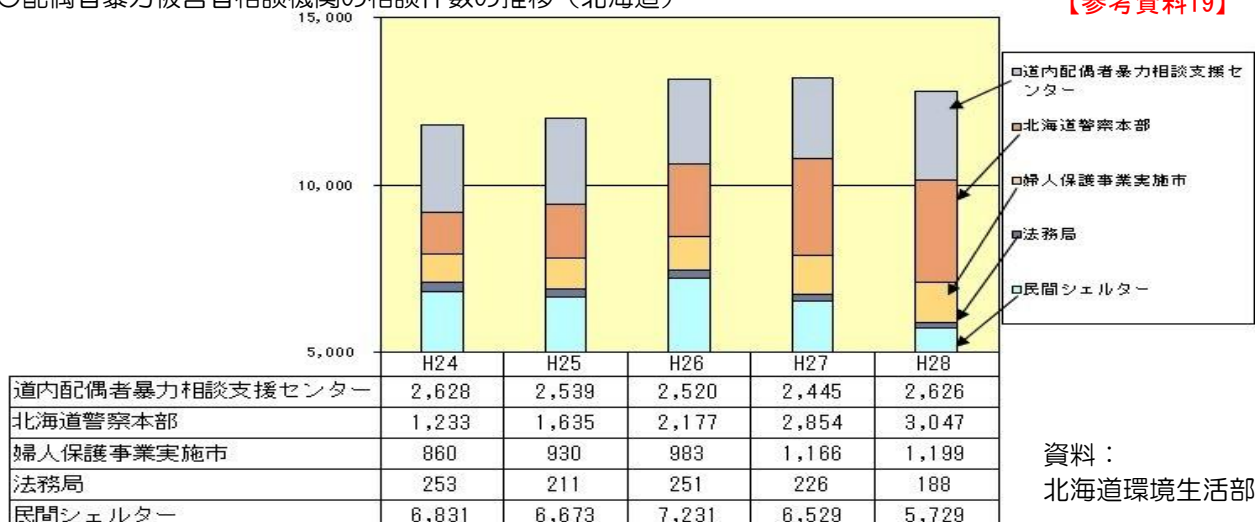
相談場所	H25	H26	H27	H28	H29（※）
美唄市	2	2	3	6	0
空知総合振興局	3	1	1	11	0
女性相談援助センター	4（1）	2（1）	5（2）	12（2）	0（0）
合計相談件数	9	4	9	22	0

（※）（ ）は一時保護件数、H29は9月末現在の件数。

資料：北海道・美唄市秘書広報課

○配偶者暴力被害者相談機関の相談件数の推移（北海道）

【参考資料19】



資料：
北海道環境生活部

基本方針7 生涯にわたる健康支援の推進

男女がともに生涯を通じて心身ともに健康で過ごすことは、男女共同参画社会を実現していくための最も基本的な条件です。

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、男女の性差に応じ、一人ひとりの健康を生涯にわたり包括的な支援を行うとともに、自らの健康について正しい知識や情報を入手し、主体的に行動できるよう取り組みを進めます。

また、本市が先進的に取り組んでいる受動喫煙対策の推進をはじめ、近年はメタボリック症候群などの生活習慣病のほか、うつ病など心の健康も問題となっていることからメンタルヘルス対策なども含め、総合的な健康支援に取り組みます。

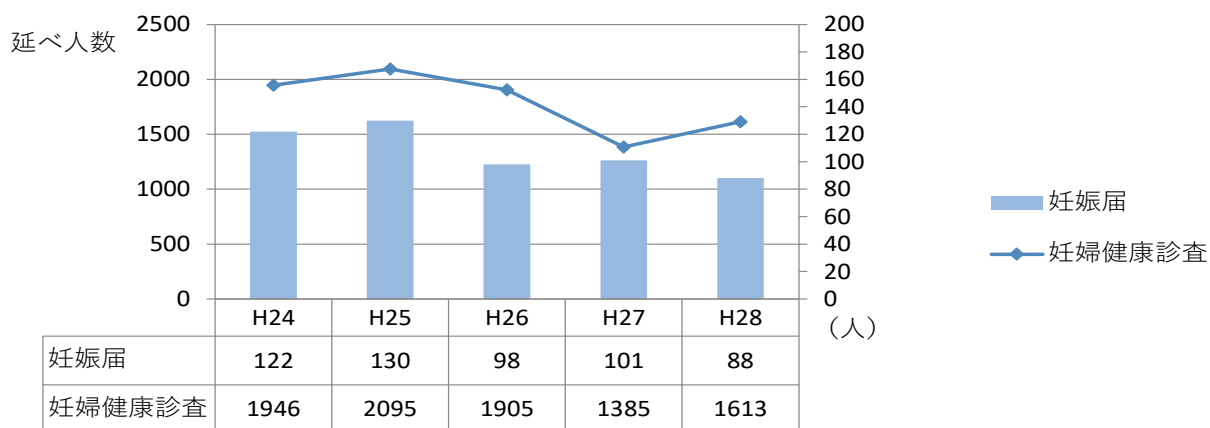
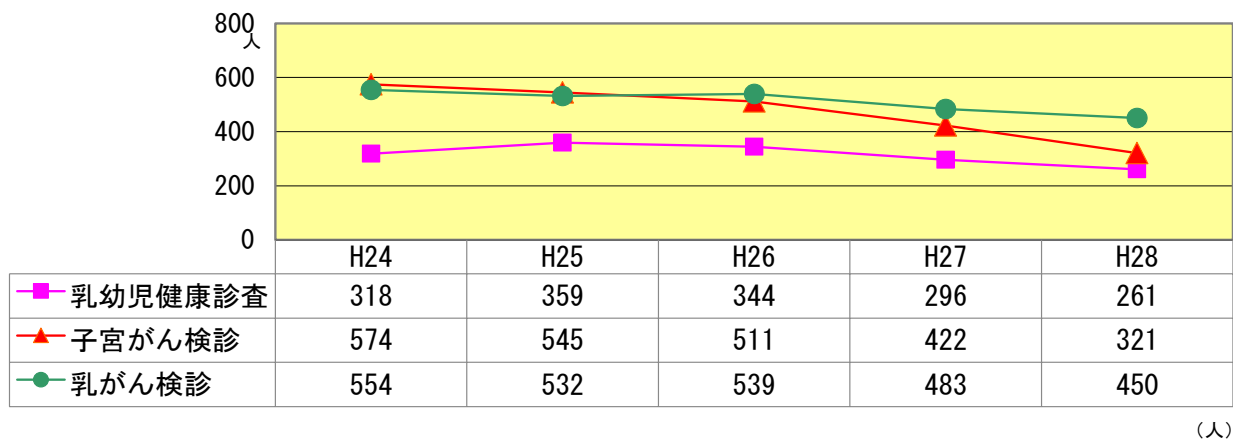
◆目 標 値

項目	現状値（H28）	5年後（H34）	10年後（H39）
自分が健康だと思う市民の割合	71.1%	75.0%	75.0%

施 策	内 容	実施主体
②1妊娠・出産等に関する健康支援	○男女で違うからだと病気に関する情報収集と提供 ○妊産婦健診等の実施 ○企業等に対する母性保護規定等の周知（再掲）	国・道・市 市 国・市
②2生涯を通じた健康支援の推進	○乳幼児健康診査の実施 ○乳幼児医療費の助成 ○妊産婦健診等の実施（再掲） ○成人検診等（特定健康診査）の実施 ○HIV／エイズ、性感染症に関する啓発の充実 ○学校教育での性教育の充実（再掲） ○喫煙、飲酒による健康被害の情報提供 ○メンタルヘルスケアの充実	市 道・市 市 市 市 市 道・市 国・道・市

○女性に関する主な検診等の受診者数の推移

【参考資料20】



資料：美唄市健康推進課

○受動喫煙防止に関する取組について

【参考資料21】

◆受動喫煙防止に取り組んでいる市内事業所

回答内容	回答数	割合
取り組んでいる	130	61.0%
取り組んでいない	80	37.6%
無回答	3	1.4%
計	213	100.0%

◆受動喫煙対策に取り組む理由

回答内容	回答数	割合
利用者の健康を守るため	72	25.5%
利用者により良いサービスを提供するため	49	17.4%
利用者から要望があったため	6	2.1%
従業員の健康を守るため	72	25.5%
従業員からの要望があったため	14	5.0%
受動喫煙防止対策は世界的な動きである	26	9.2%
会社・本部などの方針であるため	33	11.7%
テナントとして入っている施設の方針	1	0.4%
その他	4	1.4%
特に理由はない	5	1.8%
計	282	100.0%

資料：「平成28年度受動喫煙に関わる事業所調査」美唄市健康推進課

基本方針8 みんなが安心して暮らせる環境づくり

あらゆる分野における女性の活躍を推進するためには、社会の安全性を高め、ひとり親家庭や生活困窮家庭、高齢者や障がい者など、困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備が求められています。

また、地域で高齢者の生活を支えていくためには、地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など、高齢者や介護家族への支援が必要です。

このため、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる支援体制の整備を進めます。

また、高齢者や障がい者などが社会の一員として、生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動や学習活動の促進を図ります。

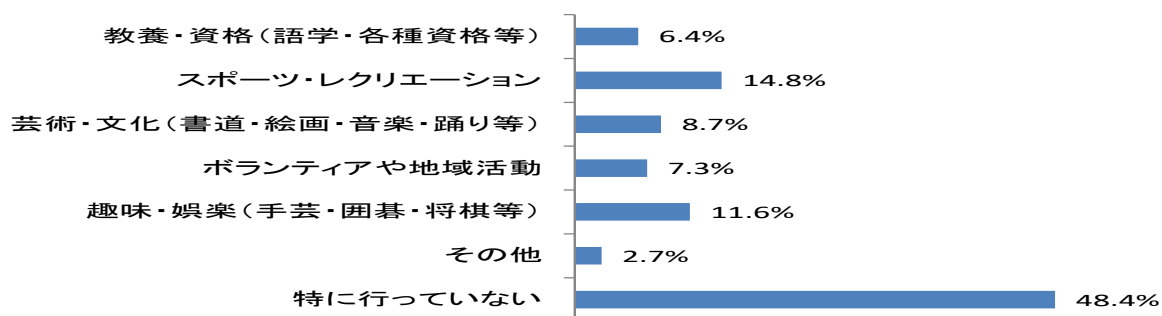
◆目 標 値

項目	現状値（H28）	5年後（H34）	10年後（H39）
生涯学習・スポーツに取り組んでいる市民の割合	40.8%	50.0%	50.0%
生きがいを持っている高齢者の割合	63.8%	80.0%	80.0%

施 策	内 容	実施主体
②③ 困難を抱える女性等が安心して暮らせるための支援	○生活困窮支援 ○女性相談窓口の周知（再掲） ○ひとり親家庭への支援（再掲） ○子育て相談の充実（再掲）	市・民間 市 市 市
②④ 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境づくり	○介護についての学習機会の充実 ○介護保険によるサービスの充実 ○バリアフリー住宅改修の促進（再掲） ○健康づくりの普及・啓発 ○介護予防の推進	市 市・民間 道・市 市 市・市民
②⑤ 自立と生きがいづくりの推進	○文化講座などにおける現代的課題や地域の実情に応じた学習機会の充実（再掲） ○芸術鑑賞機会の充実 ○スポーツ・レクリエーション活動の促進 ○女性団体等への情報提供と連携強化 ○高齢者の生きがいづくりと社会参加 ○障がい者の自立に向けた支援 ○食育の推進	市 市 市・民間 市 市・民間 市 国・道・市

○生涯学習として行っている活動

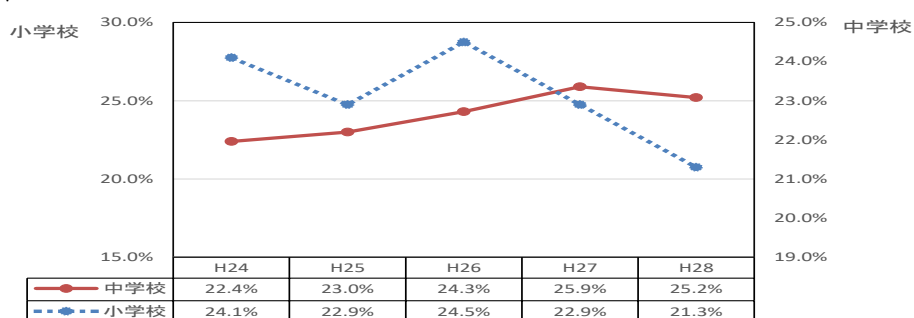
【参考資料22】



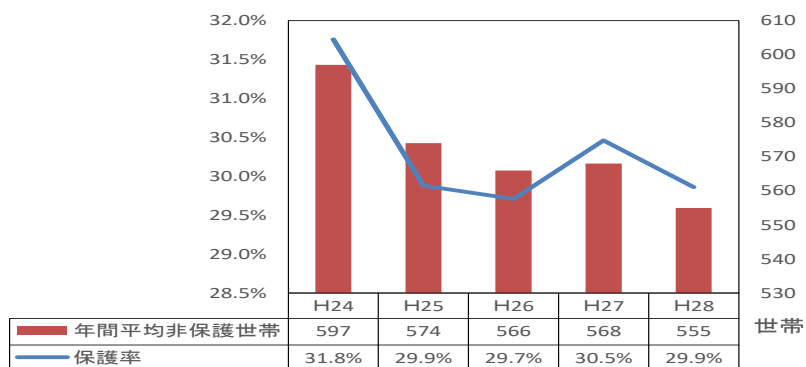
資料：「平成29年度美唄市まちづくり市民アンケート調査」美唄市総合政策課

○就学援助認定率

【参考資料23】



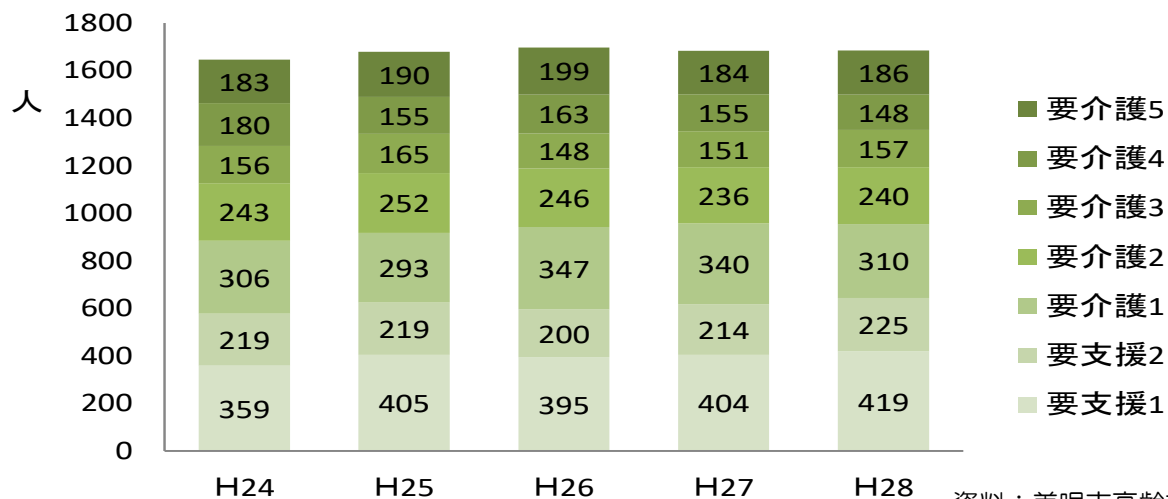
○生活保護率



資料：美唄市学務課・地域福祉課

○要介護等認定者数の推移

【参考資料24】



資料：美唄市高齢福祉課